

「該当する方のみ」提出する書類

提出書類	
無償化対象の認可外保育施設等を利用した方で、右記（１）、（２）に該当する方	④ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書※１ （１）施設等利用給付認定第２号（３号）の方…無償化対象の認可外保育施設等※２を利用した。満３歳児クラス住民税課税世帯で保育の必要性のある方…在園する幼稚園以外で幼稚園型一時預かり事業※３を利用した （２）在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※４である ※１ ファミリーサポート事業を利用した方は、活動報告書（兼領収書）の写しをご提出ください。 ※２ 対象の幼稚園・認可外保育施設は P7 の「預かり保育補助の対象施設（無償化対象施設）」から確認できます。（中野区外の幼稚園については、園が所在する各自治体へお問い合わせください。） ※３ 幼稚園型一時預かり事業実施園は、園が所在する自治体にお問い合わせください。 ※４ 一定水準以下＝年間開所日数が 200 日未満又は平日開所時間が 8 時間未満
ひとり親の方	⑤ ひとり親証明書類のコピー（以下いずれか） 児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当証書、児童育成手当認定兼支払通知書、離婚の受理証明書、保護者とお子さんの戸籍謄本（全部事項証明）
4 月～8 月分の補助金申請かつ 2025 年 1 月 1 日時点で中野区に住民登録がない場合	⑥ マイナンバーカード（裏面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は 2024 年 1 月～12 月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）を日本語訳付きでご提出ください。
9 月～3 月分の補助金申請かつ 2026 年 1 月 1 日時点で中野区に住民登録がない場合	⑦ マイナンバーカード（裏面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は 2025 年 1 月～12 月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）を日本語訳付きでご提出ください。
生計を一にする家族で障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる	⑧ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー